

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
北部農と緑の総合事務所	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="569 554 1561 659"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>令和元年6月14日</td> <td>29,240円</td> <td>1人</td> <td>令和元年7月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	令和元年6月14日	29,240円	1人	令和元年7月22日	<p>検出事項について、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所内職員に対し、概算払に係る財務規則の周知徹底を行い、今後の手続について注意喚起を行った。</p> <p>また、旅費担当者は、精算漏れがないか随時確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
東京都	令和元年6月14日	29,240円	1人	令和元年7月22日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月13日）